**平成３１年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業募集要項**

# 〈 背 景 〉

森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可 欠ですが、林業の不振、山村地域の過疎・高齢化により地域住民と森林との関係が希薄化し、適切 な森林整備等が行われていない箇所が見られます。

# 〈 事 業 〉

そのため、地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源 の利活用、教育・研修活動などについて取組みを支援します。

# １ 応募対象者

森林所有者、地域住民、自治会等の地域の実情に応じた３名以上で構成する組織

# ２ 応募条件

（１）活動組織 ①組織の規約が定められていること。

②森林所有者と活動に関する協定者を締結していること。

③原則として活動組織は、対象森林と同一県内にあること。

④会費の徴収等により自立的に活動できる組織であること。

（２）対象森林 ①原則として活動を行う時点において、森林経営計画及び森林施業計画の策定さ れていない森林。

②活動面積が０.１ha 以上。（少数第２位切り捨て）

（３）活動計画　 ①活動が計画されている市町村の意見により活動の有効性が確認されていること

②活動期間中に安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施すること。

③活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング方法が記載されていること

# ３ 対象となる活動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | | 活動内容 |
| 活動推進費 | | 現地の林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、  研修等 |
| 地域環境保全タイプ | | |
|  | （里山林保全） | 雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・  改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防 火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集 積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等 |
| （侵入竹除去・竹林整備） | 竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等  傷害保険等 |
| 森林資源利用タイプ | | 雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・  改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料 のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播 種・施肥・採集、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等 |
| 森林機能強化タイプ | | 路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良等 |
| 資機材・施設の整備 | | 地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの実施に必要な機 材、資材及び施設の購入・設置 |

**４ 交付金の単価、上限、使途**

（１）交付金単価

|  |  |
| --- | --- |
| 種 類 | 交付単価又は交付率 |
| ①活動計画作成等 | 11.25万円（初年度のみ） |
| ②地域環境保全タイプ（里山林保全） | １ha 当たり 12 万円 |
| ③地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備） | １ha 当たり 28.5 万円 |
| ④森林資源利用タイプ | １ha 当たり 12 万円 |
| ⑤森林機能強化タイプ | １ｍ当たり 800円 |
| ⑥資機材・施設の整備 | 1/2 以内 （一部のものは１/3 以内） |

（２）交付額の上限 1 活動組織当たりの交付額の上限は５００万円／年

（３）交付金の使途

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分 | 使 途 |
| （１）の種類欄に 掲げる①～⑥ | 人件費（地域環境保全作業、森林資源利用作業、調査・記録作業等）、燃油  代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護 服・事務用品等の消耗品、郵便料・通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等 |
|  | 刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チッパー、わな、苗木、 |
| （１）の種類欄に | 電気柵・土留め柵等の資材、林内作業車、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋、 |
| 掲げる⑦ | あずまや（休息や作業のための簡易建物）、資機材保管庫、移動式の簡易な |
|  | トイレ、携帯型ＧＰＳ機器、設置費等（※汎用性の高い物品等は対象外） |

# ５ 交付金申請手続き

（１） 申請方法、申請先及び問合せ先 活動する森林の所在する市町村の「森づくり担当課」を通じて、岡山県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）へ提出する。

# ＜申請先＞

**岡山県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会**

**事務局 一般社団法人 岡山県森林協会（〒703-8233 岡山市中区高屋 225-1） TEL:086-271-3726 FAX:086-271-3621** [**E-mail:s.oomoto@oka-chisan.or.jp**](mailto:mori-101@giga.ocn.ne.jp)

**＜問合先＞**

**岡山県農林水産部林政課森林保全班（〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目 4-6） TEL:086-226-7454 FAX:086-221-6498** [**E-mail:rinsei@pref.okayama.lg.jp**](mailto:noushinrin@pref.hiroshima.lj.jp)

（２） 申請書等の再提出期間

# ◆ 平成３１年４月１９日（金） までに 市町村の森づくり事業担当課を経由して地域協議会に再提出していただきます。）

（３） 審査方法と採択通知 申請額の合計が平成３０年度予算内示額を超える場合は、事業量の調整を行います。 地域協議会の審査の後、取りまとめて国へ申請を行い、国から交付決定があれば、速やかに 採択通知を活動組織の代表者に通知します。

# ６ その他 その他詳細は、下記ホームページを検索して参考にしてください。

**岡山県森林協会ホームページ** [**http://www.oka-chisan.or.jp**](http://www.oka-chisan.or.jp)

**林野庁ホームページ** [**http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html**](http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html)